

## 【お詫び・訂正】

情報 A 2017 年 12 月号 p.59 に掲載した「☆ベトナム 化学品法に関する政令を改正」の記事で翻訳不備があり、ここにお詫びして以下のとおり該当記事（条文）を訂正いたします。

### ☆ベトナム 化学品法に関する政令を改正

頁	条文	誤	正
67	第 12 条 第 4 項 a)	工業用前駆物質グループ②の輸出、輸入許可書は、輸出、輸入の各ロットに応じて交付され、交付した日から 6 ヶ月の効力を有する。	工業用前駆物質グループ①の輸出、輸入許可書は、輸出、輸入の各ロットに応じて交付され、交付した日から 6 ヶ月の効力を有する。
73	第 23 条	化学品の分類は、2007 年の改訂第 2 版の GHS の規則並びに技術指針に従って実施され、以下のとおり主な種類に分類される。	化学品の分類は、2007 年の改訂第 2 版以降の GHS の規則並びに技術指針に従って実施され、以下のとおり主な種類に分類される。
75	第 25 条 第 2 項	申告しなければならない化学品は、申告しなければならない化学品リストに属する物質及び本政令第 23 条に従って分類される危険化学品であり、申告しなければならない化学品リストに属する物質を含有する混合物（本政令第 28 条に定められる申告免除の場合を除く）を含む。	申告しなければならない化学品は、申告しなければならない化学品リストに属する物質及び申告しなければならない化学品リストに属する物質を含有し本政令第 23 条に従って危険化学品と分類される混合物（本政令第 28 条に定められる申告免除の場合を除く）を含む。